

第10号議案

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年品川区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第1条および第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

別表第1の2の項を次のように改める。

2	削除	
---	----	--

別表第1の11の項を次のように改める。

11	削除	
----	----	--

別表第2の1の項中「就労自立給付金」の次に「もしくは進学準備給付金」を加え、同表3の項を次のように改める。

3	削除		
---	----	--	--

別表第2の13の項を次のように改める。

13	削除		
----	----	--	--

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(説明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正および個人番号を利用する事務の終了に伴い、個人番号の利用範囲を改める必要がある。